

【必ずお読みください】

お客様は、株式会社NTTデータ数理システム(以下「当社」という)のソフトウェア、アドオン、(以下、「本ソフトウェア」という)を使用するにあたり、以下のトライアル版ソフトウェア使用許諾契約(以下、「本契約」という)の内容に同意していただく必要があります。同意いただけない場合、お客様は、本ソフトウェアを使用することはできません。

本契約の内容を十分にご確認の上、本契約に同意いただける場合は、必要事項をトライアルお申込フォームにご記入のうえ、当社宛にお送りください。

トライアル版ソフトウェア使用許諾契約書

(目的)

第1条 本契約は、お客様が当社の提供する本ソフトウェアのトライアル版を評価目的のみに使用することを前提に、当社がこれを許諾するものです。

2 当社は、お客様に対し、本ソフトウェアをトライアル開始希望日から原則30日間、非独占的に使用することを許諾します。但し、当社が必要と判断した場合、又はお客様と合意の上で、トライアル期間を延長することができるものとします。

(契約の成立)

第2条 お客様は、次の各号のいずれかを行った場合に、本契約の内容に同意したものとみなされ、このお客様の同意をもって、本契約は成立するものとします。

- (1) 本ソフトウェアのトライアルお申込フォームに必要事項を記入の上、当社へ送付したとき。
- (2) 本ソフトウェアを封入する包装を開封したとき。
- (3) 本ソフトウェアの全部又は一部を、コンピュータに搭載又は接続するハードディスク、メモリ、CD 型記録メディア、DVD 型記録メディア、その他の記録媒体(以下「記録媒体」という)へインストール等により一時的であるか否かを問わず保存したとき。
- (4) 本ソフトウェアを使用したとき。

(著作権)

第3条 本ソフトウェアの著作権及びその他一切の権利は、当社あるいは当社に権利を許諾する第三者に帰属します。

- 2 本契約にかかわらず、本ソフトウェアに含まれるオープンソースソフトウェア(以下、「OSS」という)については、それぞれのOSSに適用されるライセンス条件が優先して適用されます。
- 3 OSSのライセンス条件に基づき、OSSの使用・再配布・修正などの際には、当該ライセンスの条項を遵守する必要があります。
- 4 本ソフトウェアに含まれるOSSのリスト及び各OSSのライセンス原文は、以下の方法で確認できます。
 - ・当社Webサイト内の指定ページ(最新版のみ<https://www.msi.co.jp/packages/OSSLicense/index.html>)
 - ・本ソフトウェアISOファイル内に格納された「OSSリスト」ファイル
- 5 当社のソフトウェア製品に対応するOSSリストのファイル名は表1の通りです。

表 1 当社のソフトウェア製品に対応するOSSリストファイル名

製品名	OSSリストファイル名
Alkano	Alkano_BLS_OSSリスト.pdf MSIPython_OSSリスト.pdf
BayoLinkS	Alkano_BLS_OSSリスト.pdf MSIPython_OSSリスト.pdf
Text Mining Studio	TMS_OSSリスト.pdf MSIPython_OSSリスト.pdf
Nuorium Optimizer	NUOPT_OSSリスト.pdf
S-Quattro Simulation System	S4_OSSリスト.pdf

(使用許諾)

第4条 当社はお客様に、本ソフトウェアの日本国内における非独占的な使用を許諾します。

- 2 お客様は、本ソフトウェアを、お客様が使用するコンピュータにおいて、別添の「トライアルライセンスEID通知書」に定められた機能と利用環境及び数量を限度として、使用することができます。
- 3 お客様は、本ソフトウェアを自らが使用する目的において、前項に掲げるコンピュータにて用いられる記録媒体に複製（本ソフトウェアのインストールを含む）することができます。
- 4 お客様は、本ソフトウェア利用のために、サンプルスクリプト及びサンプルプロジェクトを改変して使用することができます。また、サンプルスクリプトもしくはそれに改変を加えたもの（オブジェクトコード、ソースコードあるいはその両方）を複製して再配布することができます。
- 5 本契約は、お客様によって複製されたソフトウェアについても、適用されるものとします。
- 6 お客様は、本ソフトウェアの使用期間中、「トライアルライセンスEID通知書」を適切に管理・保管するものとします。

(禁止事項)

第5条 お客様は、本ソフトウェア及びその複製物を、譲渡、貸与、リース、公衆送信（送信可能化を含む）、及びその他の方法による第三者への提供を行ったり、再使用許諾したりすることはできません。

- 2 お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部について、翻訳、翻案、修正、改変、追加、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（実行ファイル、オブジェクトコード等を解析して人間が読み取り可能な形式に変換すること）を行うことはできません。
- 3 お客様は、本ソフトウェアに表示された著作権表示を削除することはできません。
- 4 お客様は、当社の書面による承諾を得ることなく、本契約に定められる条件を超えて、本ソフトウェアを使用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に承継又は譲渡したりすることはできません。

(機密保持)

第6条 お客様は、本契約により提供される本ソフトウェア、その関連書類等の情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、当社の承諾を得ることなく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはなりません。但し、OSSの著作権者より開示を義務付けられているものについてはこの限りではありません。

(保証)

第7条 当社は、お客様に対し、ソフトウェアの動作保証、使用目的への適合性の保証、使用結果についての的確性や信頼性の保証、第三者の著作権その他の権利の非侵害性の保証、他のソフトウェア又はハードウェアに対する悪影響の不発生、その他ソフトウェアに関して一切の保証をするものではありません。お客様は、自己の責任と負担においてソフトウェアを使用するものとし、ソフトウェアの使用によってお客様に生じた損害（直接的、間接的を問わず、契約不適合責任も含む）に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 2 当社は、本ソフトウェアが第三者の著作権、その他如何なる権利も侵害しないことを保証しません。また、著作権、その他の権利侵害を直接又は間接の原因としてなされる如何なる請求（お客様と第三者との間の紛争を理由に、お客様からなされる請求を含む）に関しても、当社は一切の責任を負いません。

(輸出管理)

第8条 お客様が本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）上の非居住者に提供する場合（本ソフトウェアがインストール又は複製されたコンピュータ若しくは記録媒体を海外に持ち出す場合及び外為法上の非居住者に提供する場合を含む）は、外為法上要求される経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、お客様ご自身で外為法及びその他の法律等に基づき要求される手続きを適正に行うものとします。

- 2 お客様は、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を武器や兵器の開発・製造に一切使用してはならないものとします。仕様変更)

(仕様変更)

第9条 当社は、本ソフトウェアの仕様を、事前にお客様へ通知することなく変更する場合があります。

(情報収集、個人情報)

第10条 お客様の本ソフトウェアの使用開始に伴い、次の各号に掲げる情報（以下「情報」という）について当社が取得することがあります。取得した情報は当社のサービス向上及びライセンス管理の目的のみに利用します。尚、各号で取得する情報には該当情報に関連するパスワードは含まれません。

(1) ソフトウェアをインストールした端末の環境情報

- ・ OS
- ・ 識別情報
- ・ ディスク容量
- ・ メモリサイズ
- ・ インストールフォルダ名
- ・ ソフトウェアの利用に必要なパッケージ、ライブラリの名前とバージョン

(2) ライセンス情報

- ・ EID
- ・ 更新状況
- ・ ソフトウェアのバージョン番号

(3) ソフトウェアの実行情報

- ・ ソフトウェアの起動及び終了した日時
- ・ インストール端末の実行ユーザー名
- ・ ユーザー識別子とログイン/ログアウト日時
- ・ 各機能の実行開始及び終了日時
- ・ 実行した機能の種別と識別子
- ・ 各機能の実行状態
- ・ 入力データサイズ（データの内容は含まれません）

(4) ソフトウェアの利用状況

- ・ 登録ユーザー数
- ・ ソフトウェアの管理するプロジェクト数とそれに含まれる要素数

- 2 前項各号の情報にはお客様個人を識別できる情報（EID、インストール端末の実行ユーザー名等）が含まれる場合があります（以下「識別情報」という）。当社は、識別情報及びお客様が本ソフトウェアのユーザー登録フォームに記入された情報の取り扱いについて、当社が別途定める個人情報保護方針(<https://www.msi.co.jp/information/privacy.html>)に則り適切な取扱い及び管理をするものとし、法令に基づく場合を除き、無断で第三者に提供することはありません。

(トライアル期間終了時の義務)

第11条 お客様は、トライアル期間が終了した際は、ソフトウェア（複製物を含む）及びソフトウェアの使用を通じて知り得たソフトウェアに関する情報を含む書類、電磁的記録媒体その他これらに類するものを破棄するものとします。

- 2 トライアル期間終了後も、第5条（禁止事項）4項、第6条（機密保持）、第7条（保証）、第10条（情報収集、個人情報）、第13条（不可抗力）、第14条（管轄裁判所及び準拠法）の規定は有効に存続するものとします。

(反社会的勢力との関係排除)

第12条 当社及びお客様は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴ

ロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、合わせて「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 当社及びお客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社及びお客様は、自己又は自己の役員が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の定めに基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 4 前項の定めにより、本契約を解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとします。また、当該相手方に損害が生じたときは、その賠償責任を負うものとします。

(不可抗力)

第13条 お客様及び当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、法令等の制定若しくは改廃、公共インフラ（輸送機関、通信回線等を含む。）の事故、電力事故、政府機関による命令、仕入先等の製造中止及び操業停止、本ソフトウェアに対する第三者による物理的侵害その他自己の責に帰すことのできない事由（以下総称して「不可抗力」という。）による本契約の履行遅滞又は履行不能（金銭債務を除く。）について、相手方に対し本契約上の責任を負わないものとします。なお、本条における不可抗力による本契約履行遅滞又は履行不能には、お客様又は当社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等による本契約履行遅滞又は履行不能を含むものとします。

(管轄裁判所及び準拠法)

第14条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

- 2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

(契約の変更)

第15条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を変更することができるものとします。

- (1) 本契約の変更が、お客様の利益に適合する場合

- (2) 本契約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 当社は、前項により本契約を変更する場合には、変更の1週間前までに、当社のウェブサイト又はその他の当社が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。
- (1) 本契約を変更する旨
- (2) 本契約変更後の本契約の内容
- (3) 変更後の本契約の効力発生日
- 3 本契約に基づくトライアル期間中は、お客様が同意した時点の契約条件が適用され、トライアル期間の途中で本契約が変更された場合でも、当該変更は適用されません。
- 4 変更後の本契約は、新たにトライアルを申し込んだお客様に適用されます。

(ライセンスの管理)

第16条 本ソフトウェアのライセンス管理には、Sentinel® RMS (Sentinel® RMS ©2024 Thales All rights reserved.) 及びSentinel® EMS (Sentinel® EMS ©2024 Thales All rights reserved.) が使用されています。Sentinel® は Thales の登録商標です。

(生成AI利用機能の利用)

- 第17条 本ソフトウェアには、生成AIを活用した機能（以下「生成AI利用機能」という）が含まれる場合があります。
- 2 生成AI利用機能の利用条件及び注意事項については、別紙1「生成AI利用機能に関する利用条件及び注意事項」に定めるものとします。
- 3 生成AI利用機能が含まれる本ソフトウェアを利用する場合、お客様は別紙に定める条件を遵守するものとします。
- 4 本ソフトウェアに生成AI利用機能が含まれていない場合、本条の適用はありません。

2025年3月25日

株式会社NTTデータ数理システム

生成AI利用機能に関する利用条件及び注意事項

本ソフトウェアには、生成AI利用機能は搭載していないため、本別紙の適用はありません。